



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *3 和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例 (行政改革課) 5
- *4 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 5
- *5 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (") 6
- *6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (") 6
- *7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (") 6
- *8 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (") 6
- *9 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例 (循環型社会推進課) 7
- *10 和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例 (子ども未来課) 7
- *11 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (長寿社会課) 8
- *12 和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正する条例 (商工観光労働総務課) 15
- *13 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課) 15
- *14 和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (都市政策課) 21
- *15 和歌山県景観条例の一部を改正する条例 (") 22
- *16 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾空港振興課) 26
- *17 南紀白浜空港条例の一部を改正する条例 (") 29
- *18 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会) 30
- *19 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (") 30
- *20 和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 (") 30
- *21 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (") 31
- *22 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部) 31
- *23 和歌山県暴力団排除条例 (") 31
- *24 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 38

公布された条例のあらまし

◇和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事の事務部局及び教育委員会の事務局の職員の定数を改めました。(第2条関係)

知事の事務部局の職員 3, 764人 → 3, 704人

教育委員会の事務局の職員 206人 → 201人

2 施行期日

平成23年4月1日から施行します。

◇知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減じる期間を延長しました。(第 1 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理職手当を支給することとされる職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 1 4 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3 号給以上の給料月額を受ける第 1 号任期付研究員の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3 号給以上の給料月額を受ける特定任期付職員及び管理職手当を支給することとされる特定業務等従事任期付職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 2 項及び第 3 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 10 条の 2 関係)

2 施行期日

第 1 条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第 1 条第 3 号に定める日から、第 2 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により新設される産業廃棄物の事業場外における保管の届出等を規制の対象から除外しました。(第 7 条関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉施設最低基準の一部改正に伴い、保育所型認定こども園における満 3 歳以上の子どもに対する食事の外部搬入をできることとしました。(別表関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

関係市が処理することとした知事の権限に属する事務の一部を見直しました。(第 2 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県立わかやま館の指定管理者に関する規定を廃止しました。(第 4 条～第 16 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路占用料の額の改定を行いました。(別表関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 条例概要

屋外広告物について、表示又は掲出する物件の設置を禁じる地域及び物件並びに表示又は掲出する物件の設置に当たり許可を必要とする地域を改めるなど所要の改正を行いました。(第 3 条～第 5 条の 3、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 27 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 23 年 10 月 1 日から施行します。

◇和歌山県景観条例の一部を改正する条例

1 条例概要

住民提案型景観形成地域の提案制度及びわかやま景観づくり協定の認定制度を設けました。(目次、第 5 条、第 7 条の 2～第 7 条の 5、第 11 条の 2～第 11 条の 6 及び第 12 条関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

日高港の港湾施設に係る使用料の特例の期間を延長するとともに、小型船舶係留施設の使用料等の額の改定及び規定の整備を行いました。(第 8 条、付則第 4 項及び第 5 項、別表第 1 並びに別表第 2 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、平成 23 年 5 月 1 日から施行します。

(1) 別表第 1 けい留施設の部の改正規定(係留施設の部小型船舶係留施設の項(小型船舶係留施設の欄に係る部分を除く。))に係る部分に限る。)

(2) 別表第 1 注 8 の改正規定(「及び 3 級」を「、3 級及び 4 級」に改める部分に限る。)

(3) 別表第 2 けい留施設の部の改正規定(係留施設の欄及び小型船舶係留施設の欄に係る部分を除く。)

(4) 別表第 2 備考 1 を改め、同表備考中 3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 の次に 2 を加える改正規定

(同表備考 1 を改める部分を除く。)

◇南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

1 条例概要

南紀白浜空港における航空機の着陸料の軽減措置の率を改めました。(付則第 2 項関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

義務教育等教員特別手当の上限額を改めるとともに、管理職手当を支給することとされる教育職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(第 20 条の 2 及び附則第 10 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

義務教育等教員特別手当の上限額を改めるとともに、管理職手当を支給することとされる市町村立学校職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(第 21 条の 2 及び附則第 8 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

和歌山県南紀スポーツセンターの海洋スポーツ施設を廃止しました。(第 3 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県立学校等の職員の定数を改めました。(第 2 条及び第 4 条関係)

高等学校 2, 244 人 → 2, 235 人

特別支援学校 1, 018 人 → 1, 038 人

小学校 4, 143 人 → 4, 090 人

中学校 2, 402 人 → 2, 405 人

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理職手当を支給することとされる警察官の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 8 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県暴力団排除条例

1 条例概要

和歌山県からの暴力団排除に関して基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策等を定め、県民の安全で安心かつ平穏な生活を確保し、和歌山

県における社会経済活動の健全な発展に寄与することとしました。

2 施行期日

平成 23 年 7 月 1 日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

- (1) 和歌山県立高等学校の専攻科の授業料の改定を行いました。(別表第 1 第 1 項関係)
- (2) 特定公共賃貸住宅の使用料の額の改定を行いました。(別表第 1 第 6 項関係)
- (3) 和歌山県立わかやま館の会議室等の使用料の額を定めました。(別表第 1 第 1 2 項～第 2 1 項関係)
- (4) 二級建築士免許証及び木造建築士免許証の交付に係る手数料の額の改定等を行いました。(別表第 2 第 2 4 項及び別表第 3 第 1 3 項関係)
- (5) 工業関係事務に係る手数料の額を定めました。(別表第 3 第 6 項関係)

2 施行期日

平成 23 年 4 月 1 日から施行します。

条 例

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 3 号

和歌山県職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県職員定数条例(平成 9 年和歌山県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「3,764人」を「3,704人」に改め、同項第 5 号中「206人」を「201人」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 4 号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例(平成 13 年和歌山県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 23 年 3 月 31 日」を「平成 24 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「平成23年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成23年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 7 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項中「平成23年 3 月31日」を「平成24年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 8 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第1条第3号に定める日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 9 号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例の一部を改正する条例

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成20年和歌山県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 中 第 6 号 を 第 8 号 と し、第 5 号 を 第 7 号 と し、第 4 号 を 第 5 号 と し、同号の次に次の 1 号を加える。

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第 8 条の規定による届出を行った者が、当該届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合
第 7 条 中 第 3 号 を 第 4 号 と し、第 2 号 を 第 3 号 と し、第 1 号 の次に次の 1 号を加える。

(2) 廃棄物処理法第12条第3項又は第12条の2第3項の規定による届出を行った者が、当該届出に係る産業廃棄物を保管する場合

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 10 号

和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年和歌山県条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表第3項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨の認定を受ける場合にあつては」を「前号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については」に改め、「当該認定こども園における満3歳以上の子どもの食事を当該」を削り、「して提供する」を「する方法により行う」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第11号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成21年和歌山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2条第1項の表48の項を改め、同表中88の項を89の項とし、49の項から87の項までを1項ずつ繰り下げ、48の項の次に49の項を加える改正規定を削る。

第2条中第2条第1項の表に90の項から96の項までを加える改正規定を次のように改める。

第2条第1項の表に次のように加える。

<p>89 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(1)から(5)までに掲げる事務にあつては、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であつて、その行う事業が当該市の区域を越えないものに係るものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第31条第1項の規定による認可 (2) 法第39条の3及び第39条の4の規定による選任 (3) 法第40条第3号の規定による報告の受理 (4) 法第43条第1項の規定による認可及び同条第3項の規定による届出の受理 (5) 法第46条第2項の規定による認可及び認定並びに同条第3項の規定による届出の受理 	<p>各市（和歌山市を除く。）</p>
---	---------------------

- (6) 法第46条の7の規定による届出の受理
- (7) 法第47条の2第3項の規定による意見及び調査の嘱託に関する事務並びに同条第4項の規定による意見の陳述
- (8) 法第47条の3の規定による届出の受理
- (9) 法第49条第2項の規定による認可
- (10) 法第56条第1項の規定による報告の徴収及び検査、同条第2項の規定による命令、同条第3項の規定による命令及び勧告、同条第4項の規定による命令、同条第5項の規定による弁明の機会の付与及び通知並びに同条第7項の規定による聴取書及び報告書の受理
- (11) 法第57条の規定による命令
- (12) 法第59条第1項の規定による届出の受理
- (13) 法第62条第1項の規定による届出の受理、同条第2項の規定による許可及び同条第6項（法第63条第3項及び第67条第5項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付加
- (14) 法第63条第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による許可
- (15) 法第64条の規定による届出の受理
- (16) 法第67条第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による許可
- (17) 法第68条の規定による届出の受理
- (18) 法第69条の規定による届出の受理（市が実施する放課後児童健全育成事業に係るものを除く。）
- (19) 法第70条の規定による報告の徴収、検査及び調査（市が実施する放課後児童健全育成事業に係るものを除く。）
- (20) 法第71条の規定による命令
- (21) 法第72条第1項の規定による制限、命令及び許可の取消し（市が実施する放課後児童健全育成事業に係るものを除く。）、同条第2項の規定による制限、命令並びに許可及び認可の取消し（生計困難者に対して助葬を行う事業、軽費老人ホームを経営する事業、放課後児童健全育成事業（市が実施するものを除く。）、老人福祉センターを経営する事業並びに法第2条第2項第7号並びに第3項第1号及び第8号から第12号までに掲げる事業（以下この項において「助葬事業等」という。）に係るものに限る。）並びに法第72条第3項の規定による制限及び命令（市が実施する放課後児童健全育成事業に係るものを除く。）

<p>(22) 法第73条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による条件の付加及び同条第3項の規定による報告の受理（助葬事業等に係るものであって、寄附金を募集しようとする地域が市の区域を越えないものに係るものに限る。）</p>	
<p>90 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第35条第4項の規定による認可及び同条第7項の規定による承認（保育所及び児童館に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法第46条第1項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査、同条第3項の規定による勧告及び命令並びに同条第4項の規定による意見の聴取及び命令（国、都道府県及び市町村以外の者が設置及び運営する保育所及び児童館に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第58条の規定による認可の取消し（(1)の認可に係るものに限る。）</p> <p>(4) 法第59条第1項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問、同条第3項の規定による勧告、同条第4項の規定による公表並びに同条第5項の規定による意見の聴取及び命令（保育所に係るものに限る。）</p> <p>(5) 法第59条の2第1項及び第2項の規定による届出の受理</p> <p>(6) 法第59条の2の5第1項の規定による報告の受理及び同条第2項の規定による公表</p>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>
<p>91 母子保健法（昭和40年法律第141号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第18条の規定による届出の受理</p> <p>(2) 法第19条第1項の規定による訪問指導</p>	<p>各市町村（和歌山市を除く。）</p>
<p>92 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第22条第1項から第3項までの規定による届出の受理及び同条第6項の規定による命令</p> <p>(2) 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の規定による届出の受理</p> <p>(3) 法第22条第4項において準用する法第15条の3の規定による命令</p>	<p>和歌山市</p>

- (4) 法第22条第4項及び第5項において準用する法第17条第2項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去
- (5) 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の規定による命令
- (6) 法第22条第7項において準用する法第20条第2項の規定による公示

- 93 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第4条第1項の規定による許可及び同条第2項の規定による許可の更新
 - (2) 法第7条第3項ただし書の規定による許可
 - (3) 法第8条の2第1項及び第2項の規定による報告の受理並びに同条第4項の規定による情報の提供の要求
 - (4) 法第10条の規定による届出の受理
 - (5) 法第12条第1項の規定による許可及び同条第2項の規定による許可の更新（施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品（以下この項において「薬局製造販売医薬品」という。）に係るものに限る。）
 - (6) 法第13条第1項の規定による許可、同条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による許可の更新、同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び同条第6項の規定による許可（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）
 - (7) 法第14条第1項及び第9項の規定による承認並びに同条第10項の規定による届出の受理（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）
 - (8) 法第14条の8第3項、第14条の9及び第19条の規定による届出の受理（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）
 - (9) 法第68条の10の規定による指導及び助言（薬局の管理者に係るものに限る。）
 - (10) 法第69条第1項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者に係るものに限る。）並びに同条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問（薬局開設者に係るものに限る。）

和歌山市

- (11) 法第70条第1項の規定による命令及び同条第2項の規定による処分（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに薬局開設者に係るものに限る。）
- (12) 法第71条の規定による命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係るものに限る。）
- (13) 法第72条第3項の規定による命令及び禁止（薬局製造販売医薬品の製造業者に係るものに限る。）並びに同条第4項の規定による命令及び禁止（薬局開設者に係るものに限る。）
- (14) 法第72条の2第1項及び第72条の3の規定による命令（薬局開設者に係るものに限る。）
- (15) 法第72条の4及び第73条の規定による命令（薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び製造業者並びに薬局開設者に係るものに限る。）
- (16) 法第74条の2第1項の規定による意見の聴取及び承認の取消し、同条第2項の規定による命令並びに同条第3項の規定による承認の取消し及び命令（(7)の承認に係るものに限る。）
- (17) 法第75条第1項の規定による許可の取消し及び命令（(1)、(2)、(5)及び(6)の許可に係るものに限る。）
- (18) 法第76条の規定による通知並びに弁明及び証拠の提出の機会の付与（(1)、(5)及び(6)の許可の更新に係るものに限る。）
- (19) 法第77条の4の3の規定による報告の受理（薬局製造販売医薬品に係るものに限る。）
- (20) 法第79条第1項の規定による条件及び期限の付加及び変更（(1)、(2)、(5)及び(6)の許可並びに(7)の承認に係るものに限る。）
- (21) 施行令第2条の規定による届出の受理
- (22) 施行令第4条第1項の規定による許可証の交付（(5)に掲げる事務に係るものに限る。）
- (23) 施行令第5条第1項の規定による許可証の書換え交付（(22)の許可証に係るものに限る。）
- (24) 施行令第6条第1項の規定による許可証の再交付及び同条第4項の規定による許可証の返納の受理（(22)の許可証に係るものに限る。）
- (25) 施行令第7条第1項の規定による許可証の返納の受理（(22)の許可証に係るものに限る。）
- (26) 施行令第8条第1項の規定による台帳の備付け（(5)の許可に係るものに限る。）

- (27) 施行令第11条第1項の規定による許可証の交付 ((6)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (28) 施行令第12条第1項の規定による許可証の書換え交付 ((27)の許可証に係るものに限る。)
- (29) 施行令第13条第1項の規定による許可証の再交付及び同条第4項の規定による許可証の返納の受理 ((27)の許可証に係るものに限る。)
- (30) 施行令第14条第1項の規定による許可証の返納の受理 ((27)の許可証に係るものに限る。)
- (31) 施行令第15条第1項の規定による台帳の備付け ((6)の許可に係るものに限る。)
- (32) 施行令第19条第1項の規定による台帳の備付け ((7)の承認に係るものに限る。)
- (33) 施行令第44条第1項の規定による許可証の交付 ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)
- (34) 施行令第45条第1項の規定による許可証の書換え交付 ((33)の許可証に係るものに限る。)
- (35) 施行令第46条第1項の規定による許可証の再交付及び同条第3項の規定による許可証の返納の受理 ((33)の許可証に係るものに限る。)
- (36) 施行令第47条の規定による許可証の返納の受理 ((33)の許可証に係るものに限る。)
- (37) 施行令第48条の規定による台帳の備付け ((1)の許可に係るものに限る。)
- (38) 施行令第49条第2項の規定による通知の受理

- 94 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下この項において「施行令」という。）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 法第3条第1項の規定による許可、同条第4項の規定による通知、同条第5項の規定による条件の付加並びに同条第6項の規定による報告の受理及び条件の付加
 - (2) 法第3条の2第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による許可の取消し

各町村

- (3) 法第 4 条第 1 項の規定による許可、同条第 3 項 (同条第 6 項において準用する場合を含む。) の規定による意見の聴取、同条第 4 項の規定による条件の付加及び同条第 5 項の規定による協議 (同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合に係るものを除く。)
- (4) 法第 5 条第 1 項の規定による許可及び同条第 4 項の規定による協議 (同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。)
- (5) 法第 5 条第 3 項において準用する法第 3 条第 5 項の規定による条件の付加 (同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について同条第 1 項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。)
- (6) 法第 5 条第 3 項及び第 5 項において準用する法第 4 条第 3 項の規定による意見の聴取 (同一の事業の目的に供するため 2 ヘクタールを超える農地及びその農地と併せて採草放牧地について法第 3 条第 1 項本文に掲げる権利を取得する場合に係るものを除く。)
- (7) 法第 18 条第 1 項の規定による許可、同条第 3 項の規定による意見の聴取及び同条第 4 項の規定による条件の付加
- (8) 法第 49 条第 1 項の規定による立入調査、測量並びに物件の除去及び移転並びに同条第 3 項の規定による通知及び公示 ((1) から (7) まで及び (10) に掲げる事務に係るものに限る。)
- (9) 法第 50 条の規定による報告の徴収 ((1) から (8) まで及び (10) に掲げる事務に係るものに限る。)
- (10) 法第 51 条第 1 項の規定による許可の取消し並びに条件の変更及び付加並びに命令、同条第 3 項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第 4 項の規定による費用の負担に関する事務 ((3) 及び (4) の許可に係るものに限る。)
- (11) 施行令第 3 条第 4 項 (施行令第 7 条第 2 項、第 15 条第 2 項及び第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。) の規定による通知 ((1)、(3)、(4) 及び (7) の許可に係るものに限る。)
- (12) 施行規則第 14 条第 2 項の規定による意見の聴取 ((1)、(3)、(4) 及び (7) の許可に係るものに限る。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 12 号

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県立わかやま館設置及び管理条例（平成 6 年和歌山県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 9 条までを削る。

第 10 条第 2 項中「又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたとき」を削り、同条を第 4 条とする。

第 11 条第 2 項中「又は指定管理者が特に必要があると認める場合であらかじめ知事の承認を受けたとき」を削り、同条を第 5 条とする。

第 12 条を削る。

第 13 条中「指定管理者」を「知事」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（使用料）

第 7 条 わかやま館を使用する者は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和 22 年和歌山県条例第 28 号）の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

第 14 条及び第 15 条を削り、第 16 条を第 8 条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 13 号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例（昭和 28 年和歌山県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

占 用 物 件	占 用 料	
	単 位	所 在 地
		市の区域 町村の区域

法第32条第 1項第1号 に掲げる工 作物	第1種電柱	1本につき1 年	560	460
	第2種電柱		860	700
	第3種電柱		1,200	950
	第1種電話柱		500	410
	第2種電話柱		800	650
	第3種電話柱		1,100	900
	その他の柱類		50	41
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メート ルにつき1年	5	4
	地下に設ける電線その他 の線類		3	2
	路上に設ける変圧器	1個につき1 年	490	400
	地下に設ける変圧器	占有面積1平 方メートルに つき1年	300	250
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につき1 年	1,000	820
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		420	340
広告塔	表示面積1平 方メートルに	2,000	990	

		つき 1 年		
	その他のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000	820
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	21	17
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		30	25
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		45	37
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		60	49
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		90	74
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120	98
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210	170
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300	250
	外径が1メートル以上のもの		600	490
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,000

法第32条第 1項第5号 に掲げる施 設	地下街及び 地下室	階数が1の もの		Aに0.004を乗じて得た 額	
		階数が2の もの		Aに0.007を乗じて得た 額	
		階数が3以 上のもの		Aに0.008を乗じて得た 額	
	上空に設ける通路			1,000	490
	地下に設ける通路			610	300
	その他のもの			1,000	820
	法第32条第 1項第6号 に掲げる施 設	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの		占有面積1平 方メートルに つき1日	20
その他のもの		占有面積1平 方メートルに つき1月	200	99	
令第7条第 1号に掲げ る物件	看板（アー チである ものを除 く。）	一時的に設 けるもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	200	99
		その他のも の	表示面積1平 方メートルに つき1年	2,000	990
	標識		1本につき1 年	800	650
	旗ざお	祭礼、縁日 その他の催	1本につき1 日	20	10

		しに際し、 一時的に設 けるもの			
		その他のも の	1 本につき 1 月	200	99
	幕（令第 7 条第 2 号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日 その他の催 しに際し、 一時的に設 けるもの	その面積 1 平 方メートルに つき 1 日	20	10
		その他のも の	その面積 1 平 方メートルに つき 1 月	200	99
	アーチ	車道を横断 するもの	1 基につき 1 月	2,000	990
		その他のも の		1,000	490
令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及 び同条第 3 号に掲げる工事用材料			占有面積 1 平 方メートルに つき 1 月	200	99
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及 び同条第 5 号に掲げる施設				100	82
令第 7 条第 6 号に掲げ る施設並び に同条第 7 号に掲げる 施設及び自 動車駐車場	建築物		占有面積 1 平 方メートルに つき 1 年	A に 0.016 を乗じて得 た額	A に 0.02 を 乗じて得た 額
	その他のもの			A に 0.011 を乗じて得 た額	A に 0.014 を乗じて得 た額

令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	
令第 7 条第 9 号に掲げる器具		Aに0.028を乗じて得た額	
令第 7 条第 10号及び第 11号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.028を乗じて得た額	

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 3 第 1 種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下 3 において同じ。）を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- 4 第 1 種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち 3 条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下 4 において同じ。）を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいう。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 6 Aは、近傍類似の土地（令第 7 条第 10号及び第 11号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 9 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第14号

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、第2種中高層住居専用地域」を削り、同条中第17号を第19号とし、第2号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定により指定された準景観地区であって、同法第75条第1項に規定する条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域
- (3) 景観法第76条第3項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域
- 第4条第1項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。
- (ii) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

第5条第1項中「次に掲げる地域又は場所（第3条各号に掲げる地域又は場所を除く。）」を「第3条各号に掲げる地域又は場所以外の区域（以下「許可地域等」という。）」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、許可地域等について、土地利用の状況その他の地域の特性に応じた良好な景観の形成又は風致の維持を図るため、規則で定めるところにより、地域の区分を定めるものとする。

第5条の2第1項中「第3条に規定する地域又は場所以外の区域」を「許可地域等」に改める。

第5条の3第1項中「第3条及び第5条に規定する地域又は場所で」を削る。

第6条第2項に次の1号を加える。

- (9) 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体その他の専ら営利を目的としない活動を行う団体として規則で定めるものが、公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

第 6 条第 4 項第 2 号中「又は第 9 号」を「、第 9 号又は第 11 号」に改める。

第 7 条を次のように改める。

（経過措置）

第 7 条 法令若しくは他の条例又はこの条例の規定による知事の指定により、第 3 条から第 5 条まで、第 5 条の 3 及び第 5 条の 4 の規定の適用を受けることとなる地域若しくは場所又は物件に、現に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件に対するこれらの規定の適用については、広告物又は掲出物件の変更又は改造をしようとする場合（第 10 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更又は改造をしようとする場合を除く。）を除き、当該これらの規定の適用を受けることとなった日から 3 年間は、なお従前の例による。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの期間については、引き続き、広告物の表示又は掲出物件の設置を行うことができる。

2 第 5 条第 2 項の規定により地域の区分を定めた際現に地域の区分に応じた地域において適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件に対する第 11 条に規定する基準の適用については、広告物又は掲出物件の変更又は改造をしようとする場合（第 10 条第 1 項ただし書に規定する軽微な変更又は改造をしようとする場合を除く。）を除き、新たに適用することとなる当該基準の適用を受けることとなった日から 3 年間は、なお従前の例による。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があった場合においてその期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までの期間については、引き続き、広告物の表示又は掲出物件の設置を行うことができる。

第 9 条第 2 項中「期間は、」の次に「第 7 条第 1 項又は第 2 項に係るものにあつては同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けることとなった日から起算して 3 年を超えない範囲内、それ以外のものにあつては」を加える。

第 27 条第 2 号中「第 6 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号」を「第 6 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 9 号」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正後の第 4 条の規定により、新たに表示が禁止される物件に現に表示している広告物又は新たに設置が禁止される物件に現に設置している広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から 3 年間は、同条の規定は適用しない。

3 この条例の施行の際現に改正前の第 7 条に規定する広告物又は広告物を掲出する物件に該当しているものについては、同条の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 15 号

和歌山県景観条例の一部を改正する条例

和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

「第 2 章 良好な景観の形成
第 1 節 良好な景観の形
第 2 節 わかやま景観づ

に関する施策

成に関する基本的な施策（第 5 条—第11条）に改める。

くり協定（第11条の 2—第11条の 6）」

第 2 章中第 5 条の前に次の節名を付する。

第 1 節 良好な景観の形成に関する基本的な施策

第 5 条第 2 項中「定め」を「定めるとともに、地域住民の提案に基づく地域で良好な景観の形成を推進する上で重要であると認めるものを住民提案型景観形成地域として定め」に改める。

第 7 条の次に次の 4 条を加える。

（住民提案型景観形成地域の提案）

第 7 条の 2 景観計画の区域のうち、規則で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のために設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一人で、又は数人が共同して、県に対し、当該土地の区域を景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る区域その他の規則で定める事項を記載した書面を添えなければならない。

2 まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）

第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人は、前項に規定する土地の区域について、県に対し、景観計画に住民提案型景観形成地域として定める旨を提案することができる。同項後段の規定は、この場合について準用する。

3 前 2 項の規定による提案（以下「地域提案」という。）は、当該地域提案の対象となる土地（国又は地方公共団体の所有している土地で法第 7 条第 4 項に規定する公共施設の用に供されているものを除く。以下この項において同じ。）の区域内の土地所有者等の 3 分の 1 以上の同意（同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となっているその区域内の土地の地積との合計が、その区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の 3 分の 1 以上となる場合に限る。）を得ているものであり、かつ、当該地域提案の内容が当該土地の区域において景観計画に定められた行為の制限を付加するものである場合に、規則で定めるところにより、行うものとする。

（地域提案に対する県の判断等）

第 7 条の 3 県は、地域提案が行われたときは、遅滞なく、当該地域提案を踏まえて住民提案型景観形成

地域を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、当該住民提案型景観形成地域に関する景観計画の変更の案を作成するものとする。

- 2 県は、前項の判断をしようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等の地域住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係市町村の意見を聴くものとする。

（住民提案型景観形成地域に関する景観計画の変更の案の和歌山県都市計画審議会への付議）

第 7 条の 4 知事は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について前条第 1 項の規定により住民提案型景観形成地域に関する景観計画の変更をしようとする場合において、その変更が当該地域提案の内容の一部を実現することとなるものであるときは、和歌山県都市計画審議会条例（昭和 44 年和歌山県条例第 8 号）第 1 条に規定する和歌山県都市計画審議会（以下「和歌山県都市計画審議会」という。）に対し、第 7 条の 2 第 1 項に規定する書面を提出しなければならない。

（住民提案型景観形成地域を定めない場合にとるべき措置）

第 7 条の 5 県は、第 7 条の 3 第 1 項の規定により同項の判断をした結果、住民提案型景観形成地域を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該地域提案をした者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県景観審議会に第 7 条の 2 第 1 項に規定する書面を提出してその意見を聴くものとする。

- 3 知事は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地について第 1 項の通知をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県都市計画審議会に第 7 条の 2 第 1 項に規定する書面を提出してその意見を聴くものとする。

第 2 章中第 11 条の次に次の 1 節を加える。

第 2 節 わかやま景観づくり協定

（わかやま景観づくり協定）

第 11 条の 2 おおむね一団の土地（法第 7 条第 4 項に規定する公共施設の用に供する土地を除く。）の区域内の土地の所有者及び借地権を有する者並びに当該おおむね一団の土地における良好な景観の形成のための活動（以下「景観づくり」という。）を行う者及び行おうとする者（以下「景観づくり従事者」と総称する。）は、その全員の合意により、景観づくりに関する協定を締結し、当該協定について知事の認定を受けることができる。ただし、当該おおむね一団の土地の区域内に借地権の目的となっている土地がある場合においては、当該借地権の目的となっている土地の所有者の合意を要しない。

- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 協定の目的となる土地の区域（以下「協定区域」という。）

(2) 景観づくりのための次に掲げる事項のうち、必要なもの

ア 建築物の形態又は色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）に関する基準

イ 建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準

ウ 工作物（建築物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。以下同じ。）の位置、規模、構造、用途又は形態意匠に関する基準

エ 建築物又は工作物の維持保全又は利用に関する事項

オ 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項

カ 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準

キ 農用地の保全又は利用に関する事項

ク その他景観づくりに関する事項

(3) 協定の有効期間

3 第 1 項の協定には、前項各号に掲げるもののほか、協定区域に隣接した土地であって、協定区域の一部とすることにより一体的な景観づくりに資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内の景観づくり従事者が希望するもの（以下「景観づくり区域」という。）を定めることができる。

4 第 1 項の認定を受けようとする景観づくり従事者は、地域住民に説明を行った上で、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

5 知事は、第 1 項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係市町村の長の意見を聴くものとする。

6 知事は、第 4 項の申請のあった協定が次に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、その協定を認定するものとする。

(1) 法令の規定に違反するものではないこと。

(2) 土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

7 知事は、第 1 項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（わかやま景観づくり協定の変更）

第11条の3 前条第 1 項の認定を受けた協定（以下「わかやま景観づくり協定」という。）の当事者である景観づくり従事者は、当該わかやま景観づくり協定において定めた事項を変更しようとするときは、その全員の合意をもってその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。ただし、景観づくり区域の協定区域への編入に係る変更については、この限りでない。

2 前条第 4 項から第 7 項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 わかやま景観づくり協定の当事者である景観づくり従事者は、第 1 項ただし書の変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の届出を受けたときは、その旨を公表するものとする。

（景観づくりに係る報告）

第11条の4 わかやま景観づくり協定の当事者である景観づくり従事者は、規則で定めるところにより、当該わかやま景観づくり協定の区域内における景観づくりの内容を知事に報告しなければならない。

（わかやま景観づくり協定に係る支援）

第11条の5 県は、わかやま景観づくり協定を締結した景観づくり従事者又は締結しようとする景観づくり従事者に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（わかやま景観づくり協定の廃止）

第11条の6 わかやま景観づくり協定の当事者である景観づくり従事者は、わかやま景観づくり協定を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

第12条に次の 1 項を加える。

2 前項の行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、規則で定めるところにより、行うものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 16 号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出しを「（係留場所等の指定）」に改め、同条中「けい留場所」を「係留場所」に改める。

付則第4項中「さん橋」を「棧橋」に改める。

付則第5項中「平成23年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項の表けい留施設の項を次のように改める。

係留施設	岸壁及び物揚場（小型船舶係留施設を除く。）	船舶 総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに 係留12時間につき	2円
------	-----------------------	--	----

付則第5項の表注3中「小型船舶けい留施設」を「小型船舶係留施設」に、「けい留する」を「係留する」に、「その他のけい留施設」を「その他の係留施設」に改める。

別表第1 けい留施設の部を次のように改める。

係留施設	岸壁、棧橋及び物揚場（小型船舶係留施設を除く。）	外航運送に従事する船舶	
		1 和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶 総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに 係留12時間まで 6円75銭 係留12時間を超え24時間まで 9円 係留24時間を超えるとき 9円に24時間を超える時間24時間までごとに9円を加算した額	
		2 和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶以外の船舶	
		ア 不定期船 総トン数1トン又はその端数ごとに 係留12時間まで	6円

	係留12時間を超え24時間まで	8円
	係留24時間を超えるとき	8円に24時間を超える時間24時間までごとに8円を加算した額
イ	定期船	
	総トン数1トン又はその端数ごとに	
	係留12時間まで	3円
	係留12時間を超え24時間まで	4円
	係留24時間を超えるとき	4円に24時間を超える時間24時間までごとに4円を加算した額
ウ	はしけ等でトン数を表示しないもの	
	貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに	
	係留12時間まで	6円
	係留12時間を超え24時間まで	8円
	係留24時間を超えるとき	8円に24時間を超える時間24時間までごとに8円を加算した額
	外航運送に従事する船舶以外の船舶	
1	和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶	
	総トン数又は貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに	
	係留12時間まで	7円8銭
	係留12時間を超え24時間まで	9円45銭
	係留24時間を超えるとき	9円45銭に24時間を超える時間24時間までごとに9円45銭を加算した額
2	和歌山下津港の深さ10メートル以上の岸壁に係留する船舶以外の船舶	
ア	不定期船	
	総トン数1トン又はその端数ごとに	
	係留12時間まで	6円30銭
	係留12時間を超え24時間まで	8円40銭
	係留24時間を超えるとき	8円40銭に24時間を超える時間24時間までごとに8円40銭を加算した額
イ	定期船	
	総トン数1トン又はその端数ごとに	

		係留12時間まで	3円15銭
		係留12時間を超え24時間まで	4円20銭
		係留24時間を超えるとき	4円20銭に24時間を超える時間24時間までごとに4円20銭を加算した額
	ウ	はしけ等でトン数を表示しないもの 貨物積載可能トン数1トン又はその端数ごとに	
		係留12時間まで	6円30銭
		係留12時間を超え24時間まで	8円40銭
		係留24時間を超えるとき	8円40銭に24時間を超える時間24時間までごとに8円40銭を加算した額
小型船 係留 施設	1級	占有する水域1平方メートル又はその端数ごとに1月につき	360円
	2級	船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき	1,020円
	3級	同	840円
	4級	同	630円
係船浮 標	外航運送に従事する船舶		
	1	総トン数1,000トン未満の船舶 係留24時間につき	3,100円
	2	総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶 同	6,200円
	3	総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶 同	9,200円
	4	総トン数5,000トン以上10,000トン未満の船舶 同	14,200円
	5	総トン数10,000トン以上15,000トン未満の船舶 同	23,400円
	6	総トン数15,000トン以上の船舶 同	27,700円
	外航運送に従事する船舶以外の船舶		
	1	総トン数1,000トン未満の船舶 係留24時間につき	3,255円

	2	総トン数1,000トン以上3,000トン未満の船舶	
		同	6,510円
	3	総トン数3,000トン以上5,000トン未満の船舶	
		同	9,660円
	4	総トン数5,000トン以上10,000トン未満の船舶	
		同	14,910円
	5	総トン数10,000トン以上15,000トン未満の船舶	
		同	24,570円
	6	総トン数15,000トン以上の船舶	
		同	29,085円

別表第1 港湾施設用地の部港湾施設用地の項中「さん橋」を「棧橋」に改め、同表注7中「小型船舶けい留施設」を「小型船舶係留施設」に、「けい留する」を「係留する」に、「浮さん橋」を「浮棧橋」に、「その他のけい留施設」を「その他の係留施設」に改め、同表注8中「小型船舶けい留施設」を「小型船舶係留施設」に、「及び3級」を「、3級及び4級」に改める。

別表第2 けい留施設の部を次のように改める。

係留施設	小型船舶係留施設	1級	
		占有する水域1平方メートル又はその端数ごとに1月につき	360円
		2級	
		船舶の長さ1メートル又はその端数ごとに1月につき	1,020円
		3級	
		同	840円
	4級		
	同	630円	

別表第2 備考1中「小型船舶けい留施設」を「小型船舶係留施設」に、「けい留する」を「係留する」に、「その他のけい留施設」を「その他の係留施設」に改め、同表備考中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 小型船舶係留施設における1級、2級、3級及び4級の区分は、規則で定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 けい留施設の部の改正規定（係留施設の部小型船舶係留施設の項（小型船舶係留施設の欄に係る部分を除く。）に係る部分に限る。）、同表注8の改正規定（「及び3級」を「、3級及び4級」に改める部分に限る。）、別表第2 けい留施設の部の改正規定（係留施設の欄及び小型船舶係留施設の欄に係る部分を除く。）及び同表備考1を改め、同表備考中3を4とし、2を3とし、1の次に2を加える改正規定（同表備考1を改める部分を除く。）は、平成23年5月1日から施行する。

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 17 号

南紀白浜空港条例の一部を改正する条例

南紀白浜空港条例（昭和43年和歌山県条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「3分の2」を「2分の1」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 18 号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「1万1,700円」を「8,000円」に改める。

附則第10項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 19 号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項中「1万1,700円」を「8,000円」に改める。

附則第8項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 20 号

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県南紀スポーツセンター設置及び管理条例（平成 6 年和歌山県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「海洋スポーツ施設」を「球技場」に改める。

別表中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 1 号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和 31 年和歌山県条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「2,244 人」を「2,235 人」に改め、同条第 3 号中「1,018 人」を「1,038 人」に改める。

第 4 条第 1 号中「4,143 人」を「4,090 人」に、「2,402 人」を「2,405 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 2 号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和 29 年和歌山県条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「平成 23 年 3 月 31 日」を「平成 24 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県暴力団排除条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 3 号

和歌山県暴力団排除条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 暴力団排除に関する基本的施策等

第 1 節 県の基本的な施策 (第 6 条―第 10 条)

第 2 節 県の施設の使用不承認等 (第 11 条)

第 3 章 少年の健全な育成を図るための措置 (第 12 条・第 13 条)

第 4 章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

第 1 節 事業者による利益供与の禁止等 (第 14 条―第 16 条)

第 2 節 暴力団員等が利益供与を受けることの禁止等 (第 17 条)

第 5 章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等 (第 18 条―第 20 条)

第 6 章 義務違反者に対する措置等 (第 21 条―第 23 条)

第 7 章 雑則 (第 24 条・第 25 条)

第 8 章 罰則 (第 26 条・第 27 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動により暴力団が県民の生活及び事業活動に対する大きな脅威となっている現状に鑑み、和歌山県からの暴力団排除に関して基本理念を定め、県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的施策、少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益供与の禁止等を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により県の行政、県内の事業活動及び県民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって県民の安全で安心かつ平穏な生活を確保し、和歌山県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団排除 暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより県民の生活又は県内の事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (5) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (6) 県民等 県民及び事業者をいう。
- (7) 少年 20 歳未満の者をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団排除は、県民等が、暴力団が県民の生活及び県内の事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、県、市町村及び県民等が相互に連携し、及び協力して、社会全

体で推進されなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、推進する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、法第 32 条の 2 第 1 項の規定により公安委員会から指定を受けた者その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体（以下「関係機関」という。）及び県民等と連携を図るものとする。

3 県は、県民等及び関係機関が安心して暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

（県民等の責務）

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるとともに、県が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、県が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民等は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第 2 章 暴力団排除に関する基本的施策等

第 1 節 県の基本的な施策

（県の事務及び事業における措置）

第 6 条 県は、公共工事等の県が発注する事業及びその他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 県が実施する入札に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（次号において「暴力団関係者等」という。）を参加させないための措置

(2) 県と契約を締結した者に暴力団関係者等と下請の契約を締結させないための措置

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、暴力団を利することとならないようにするために必要な措置

（県民等に対する支援）

第 7 条 県は、県民等が行う暴力団事務所の使用差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であって、暴力団排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、県民等による暴力団排除の活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

（広報及び啓発）

第 8 条 県は、県民等が暴力団排除に関心を高め、その重要性について理解を深め、もって暴力団排除の気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

（市町村への協力）

第9条 県は、市町村において暴力団排除のための施策が講じられるよう、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な協力を行うものとする。

(警察による保護等の措置)

第10条 警察本部長は、暴力団排除のための活動に取り組んだことなどにより暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官による警戒その他保護のために必要な措置を講ずるものとする。

第2節 県の施設の使用不承認等

(県が設置した公の施設の使用の不承認等)

第11条 知事若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、県が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものであると認めるときは、当該公の施設の使用の承認について定める他の条例の規定にかかわらず、当該条例の規定に基づく使用の承認をせず、又は当該使用の承認を取り消すことができる。

第3章 少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第12条 暴力団事務所は、県内の次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校のうち主として外国人の幼児、児童又は生徒に対して学校教育に類する教育を行うもの
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (4) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (5) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつてその開設後に同項に掲げるいずれかの施設が設置され、又は土地を同項に掲げるいずれかの施設の用に供するものと決定されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

(少年に対する教育のための措置)

第13条 県は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校のうち主として外国人の児童又は生徒に対して学校教育に類する教育を行うものにおいて、児童、生徒又は学生が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入

せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 少年の育成に携わる者は、少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとるよう努めるものとする。

3 県は、前項の少年の育成に携わる者に対し、講師の派遣、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

第 4 章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等

第 1 節 事業者による利益供与の禁止等

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第14条 事業者は、その行う事業に関し、名目のいかんを問わず、暴力団の威力を利用してはならない。

（事業者による利益供与の禁止）

第15条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他財産上の利益の供与（以下「利益供与」という。）をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことに関し、利益供与をすること。

(3) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（契約時における措置）

第16条 事業者は、その行う事業に関し、その取引の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、書面による契約を締結する場合には、次に掲げる事項を契約書面に含めるよう努めるものとする。

(1) 暴力団員等を契約の相手方としない旨

(2) 契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、事業者が催告することなく、当該契約を解除又は解約することができる旨

3 事業者は、前項に規定する場合において、その契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するため、当該契約の相手方に対して、暴力団員等でない旨を書面で誓約させるなど暴力団排除のための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 事業者は、前 2 項に規定する事項を定めた契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は解約するよう努めるものとする。

5 前 3 項の規定は、法令上の義務その他正当な理由がある場合は、適用しない。

第 2 節 暴力団員等が利益供与を受けることの禁止等

(暴力団員等が利益供与を受けることの禁止等)

第17条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第15条第1項の規定に違反することとなる利益供与を受け、又は事業者が当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が第15条第2項の規定に違反することとなる利益供与を受け、又は事業者が当該事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益供与をさせてはならない。

第 5 章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者の責務)

第18条 県内に所在する不動産（以下「不動産」という。）の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。）をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものではないことを書面により確認するよう努めなければならない。

2 何人も、不動産の譲渡等をする場合において、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、他に特段の定めのあるものを除くほか、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を契約書面に含めるよう努めなければならない。

(1) 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならない旨

(2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告することなく当該契約の解除又は解約若しくは当該不動産の買戻しをすることができる旨

4 前項第2号に掲げる事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除又は解約若しくは当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第19条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定が遵守されるよう、助言その他必要な措置を講じなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

(建設工事の請負をしようとする者の責務)

第20条 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事で、県内における建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築に係るものをいう。以下同じ。）の請負をしようとする者は、当該請負に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該建設工事に係る建築物を暴力団事務所の用に供するものでないことを書面により確認するよう努めなければならない。ただし、当該建設工事が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事（以

下「公共工事」という。)に係るものである場合は、この限りでない。

- 2 何人も、県内において自己が請負をしようとしている建設工事に係る建築物が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該建設工事の請負に係る契約を締結してはならない。
- 3 県内における建設工事の請負をしようとする者は、当該請負に係る契約において、当該建設工事が公共工事である場合を除き、次に掲げる事項を契約書面に含めるよう努めなければならない。
 - (1) 当該契約の相手方は、当該建築物を暴力団事務所の用に供してはならない旨
 - (2) 当該建築物が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、当該請負をした者は、催告することなく当該契約を解除することができる旨
- 4 前項第 2 号に規定する事項を定めた契約により請負をした者は、当該契約の締結後又は建設工事の着工後において、当該契約に係る建築物が暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めなければならない。

第 6 章 義務違反者に対する措置等

(調査)

第21条 公安委員会は、第15条第 1 項、第17条第 1 項、第18条第 2 項、第19条第 2 項又は前条第 2 項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告等)

第22条 公安委員会は、第15条第 1 項、第17条第 1 項、第18条第 2 項、第19条第 2 項又は第20条第 2 項の規定に違反する行為があった場合において、暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 公安委員会は、暴力団員等が暴力団事務所の用に供する目的で不動産の譲渡等の契約又は建設工事の請負契約を締結したときは、当該暴力団員等に対し、当該契約の解除を要求することができる。

(事実の公表等)

第23条 公安委員会は、第21条の規定により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき又は前条第 1 項の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表の対象となる者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 知事は、前条第 1 項の規定による勧告又は同条第 2 項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないことその他必要な措置を講ずることができる。

第 7 章 雑則

(適用上の注意)

第24条 この条例は、暴力団排除を図るためにのみ適用するものであって、これを濫用し、県民等の自由と権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

第 8 章 罰則

(罰則)

第26条 第12条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第27条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）

の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 16 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 4 号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項第1号ウ中「115,200円」を「118,800円」に改め、同表第6項第1号ア中「67,000円」を「53,000円」に改め、同号イ中「68,000円」を「54,000円」に改め、同号ウ中「69,000円」を「55,000円」に改め、同号エ中「72,000円」を「57,000円」に改め、同号オ中「79,000円」を「63,000円」に改め、同項第2号中「79,000円」を「59,000円」に改め、同項第3号中「97,000円」を「72,000円」に改め、同項第4号中「83,000円」を「62,000円」に改め、同表第12項から第21項までを次のように改める。

12 わかやま館使用料

(1) 会議室、サロン及び展示ホール

種 別	使用区分及び使用料		
	午前9時から	午後1時から	午前9時から

		正午まで	午後 5 時まで	午後 5 時まで
第 1 会議室		4,860円	6,480円	10,200円
第 2 会議室		4,860円	6,480円	10,200円
第 3 会議室		4,860円	6,480円	10,200円
第 4 会議室		4,860円	6,480円	10,200円
第 5 会議室		4,470円	5,960円	9,380円
第 6 会議室		4,470円	5,960円	9,380円
第 7 会議室		15,260円	20,350円	32,050円
第 8 会議室		5,810円	7,750円	12,200円
サロン		15,540円	20,730円	32,640円
1 階展示ホール	見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物に使用する場合	10,820円	13,440円	21,170円
	その他の催物に使用する場合	6,720円	8,960円	14,110円
2 階展示ホール	見本市、展示会その他営利又は営業の宣伝を目的とする催物に使用する場合	14,280円	19,040円	30,000円
	その他の催物に使用する場合	9,520円	12,690円	20,000円

備考 この表に定める使用時間を超えて使用する場合は、当該使用料の 1 時間当たりの額に 100 分の 120 を乗じて得た額をその超える使用時間 1 時間当たりの使用料の額とする。この場合において、その超える使用時間が 1 時間に満たないとき、又はその超える使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間として計算する。

(2) 附属設備

附属設備の種別に応じ知事が定める。

13から21まで 削除

別表第 2 第24項を次のように改める。

- 24 建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施
- | | |
|--------|---------|
| 1 件につき | 16,900円 |
|--------|---------|
- 備考 建築士法第15条の6第1項の規定により知事が指定する者（以下この備考において「指定試験機関」という。）が行う二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする者は、手数料を当該指定試験機関に納付しなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。

別表第 3 第 6 項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、同項第14号中カをキとし、オの次に次のように加える。

- | | |
|--------------------|--|
| カ フルカラー 3 次元プリンタ造形 | 30分まで2,420円とし、30分を超えると
きは、その超える30分までごとに1,580
円を加算する。 |
|--------------------|--|

別表第 3 第 6 項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号ア中(オ)を(キ)とし、(エ)の次に次のように加える。

- | | | |
|------------|---------|--------|
| (オ) 水蒸気透過率 | 1 試料につき | 9,870円 |
| (カ) 酸素透過率 | 1 試料につき | 9,980円 |

別表第 3 第 6 項中第12号を第13号とし、第 5 号から第11号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- | | |
|------------------|--|
| (5) 走査型プローブ顕微鏡試験 | 1 測定につき14,280円とし、1 視野増す
ごとに4,310円を加算する。 |
|------------------|--|

別表第 3 第13項第 8 号く中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項又は第 3 項」に、「2 級建築士」を「二級建築士」に、「18,000円」を「19,200円」に改め、同号とからねまでを次のように改める。

- | | | |
|------------------------------------|-----------|------|
| と 都市計画法第47条第 5 項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付 | 用紙 1 枚につき | 470円 |
|------------------------------------|-----------|------|

なからねまで 削除

別表第 3 第13項第 8 号てを削り、同号つを同号てとし、同号た及びちを削り、同号そを同号つとし、同号せを同号ちとし、同号すを同号たとし、同号しを同号そとし、同号さを同号せとし、同号こ中「2 級建築士」を「二級建築士事務所」に改め、同号こを同号しとし、同号しの次に次のように加える。

- | | | |
|--|--------|------|
| す 建築士法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明 | 1 件につき | 400円 |
|--|--------|------|

別表第 3 第13項第 8 号け中「1 級建築士事務所」を「一級建築士事務所」に改め、同号けを同号さとし、同号くの次に次のように加える。

- | |
|--|
| け 建築士法第 5 条第 1 項の規定に基づく二級建築士名簿又は木造建築士名簿への登録がされてい |
|--|

ることの証明	1件につき	400円
こ 建築士法第5条第2項の規定に基づく二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付又は再交付	1件につき	5,900円

別表第3第13項第8号備考2中「前号」を「1」に改め、同号備考3中「前2号」を「1又は2」に改め、同号備考に次のように加える。

4 建築士法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関（以下4において「指定登録機関」という。）が行う同法第5条第1項の規定による二級建築士又は木造建築士の登録を受けようとする者は、くに定める額の手数料を、同項の規定に基づく二級建築士名簿又は木造建築士名簿への登録がされていることの証明を受けようとする者は、けに定める額の手数料を、同法第10条の21第1項の規定により読み替えられた同法第5条第2項の二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の書換え交付又は再交付を受けようとする者は、ここに定める額の手数料を、当該指定登録機関に納付しなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

5 建築士法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関（以下5において「指定事務所登録機関」という。）が行う同法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けようとする者は、さに定める額の手数料を、同項の規定による二級建築士事務所又は木造建築士事務所の登録を受けようとする者は、しに定める額の手数料を、同法第23条の3第1項の規定に基づく登録簿への登録がされていることの証明を受けようとする者は、すに定める額の手数料を、当該指定事務所登録機関に納付しなければならない。この場合において、その納められた手数料は、当該指定事務所登録機関の収入とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1第1項第1号ウの規定は、平成23年度以降に入学した者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。